

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

May 2019



# JBS NEWSLETTER May 2019

## TOPICS

- ▶ 税源侵食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting; BEPS)にかかるアップデート
- ▶ 国税局より公表されている注意喚起情報
  - ▶ 国外会社に支払う役務費用について、サービスの使用地が国内である場合には法に基づき源泉徴収申告が必要であることについて
  - ▶ 再審査の申請と訴願提出の法定期間の起算日の相違について



## 税源侵食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting; BEPS)にかかるアップデート

はじめに	<p>税源侵食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting; BEPS)プロジェクトは、経済協力開発機構(OECD)が主導する国際的税務改革であり、その目的は、グローバル経済の成長に有利な国際税収体制を構築し、政府間の協力メカニズムを通じて、共同して企業による各種タックス・プランニングによる納税義務の減少を防ぎ、また既存の二重課税の状況を解消することにある。</p> <p>2年余りの研究及び討論を経て、2015年10月5日、OECDはBEPS全15項目の行動計画にかかる報告書を公表した。当該行動計画の公表以降、各国の政府は次々と対応する法令改正措置を取っている。我々EYは企業が各国の法令改正の動向をリアルタイムに共有、把握をし、事業運営スキームを調整し、BEPSがもたらす革新的変化に対応できるよう、専門情報を発信する。</p>
今回のサマリー	<p>今回は、OECD及び日本における最新のアップデート情報のポイントを整理し、また、グローバルで実施されているBEPS行動計画第13項(移転価格文書の三層報告構造)の概況について、図表にて説明する。</p>
OECD	<p>2019年3月28日、OECD第12回税務行政フォーラム(Forum on Tax Administration, FTA)がチリにて開催され、下記4つの優先事項に焦点が当てられた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ BEPS行動計画の推進と税の確実性の実現</li><li>▶ 各国間の税務協力の改善</li><li>▶ 継続的な税務行政のデジタル化支援</li><li>▶ 開発途上国における税務行政に関する能力育成</li></ul> <p>上記事項(特に税の確実性の実現)に対して、各国税務当局に直接的な協力を行うため、FTAメンバーは共同で国際コンプライアンス保証プログラム(International Compliance Assurance Programme, ICAP)の試験導入第2段階(ICAP2.0)、及びそのハンドブックを公布したと同時に、「合同調査2019—税務協力の強化及び税の確実性の改善」(Joint Audit 2019—enhancing tax co-operation and improving tax certainty)報告書を発表した。当該報告書では共同税務調査のメリットとチャレンジについて検討している。</p>

## 税源侵食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting; BEPS)にかかるアップデート(続)

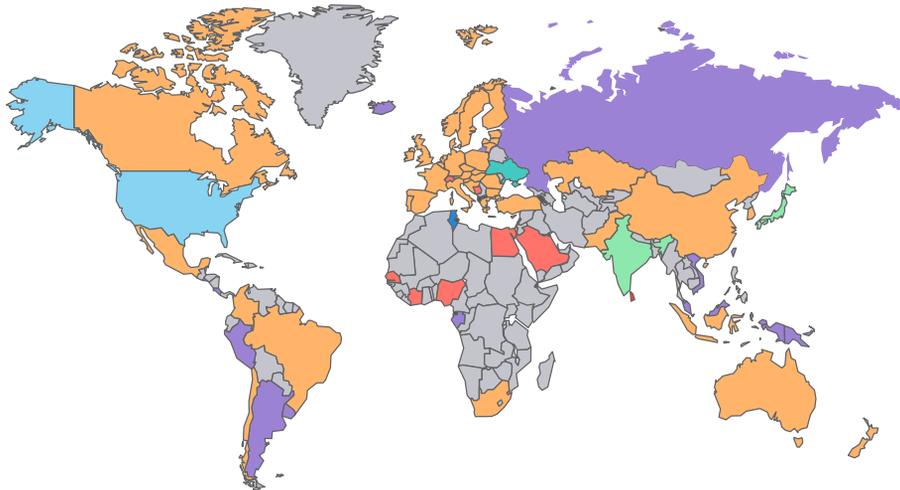
<b>OECD</b>	<p>2019年3月20日から22日にかけて、OECDは第5回付加価値税(VTA)国際フォーラムをオーストラリアのメルボルンにて開催し、「インターネット取引に対する付加価値税/商品及びサービス税の課税におけるデジタルプラットフォームの役割」(the Role of Digital Platforms in the Collection of VAT/GST on Online Sales)についての報告書が発表された。この報告書では、プラットフォーム経済(電子取引市場またはその他デジタルプラットフォームを含む)に対する付加価値税/商品及びサービス税各種の課税方法の設計及び実施の実務上のガイドラインを提供している。この報告書は、税務当局の最適な法律と行政措置の評価と制定をサポートし、政策を制定する際の参考として、可能な方法と関連政策が考慮する要素を示すとともに、具体的に経済、法律、制度、文化及び社会環境要素を考慮することを示している。</p> <p>注: 税務行政フォーラム(Forum on Tax Administration, FTA)は、各国の税務当局間の対話を促進し、良好な税務管理実務を識別するため、2002年7月にOECDによって設立された。</p>
<b>日本</b>	<p>2019年3月27日、2018年12月に公表された税制改正大綱に基づき、2019年税制改正法案(以下「本改正」という)が日本の国会にて成立した。BEPS行動計画2及び行動計画4の最終報告の提案により、アーニング・ストリッピング・ルール(Earning Stripping Rules)が改正され、調整後の支払利子の損金算入限度額が50%から20%に引下げられている。本改正では、調整課税所得の算定、国内外対象配当利子控除額、控除対象外の所得税の加算なども含まれており、また、匿名組合契約(Silent Partnership)の調整課税所得についても改正された。その他、アーニング・ストリッピング・ルール及び最低排除ルール(De-minimis exceptions)における関連する支払利息の範囲についても改正されている。本改正は2020年4月1日以降開始の課税年度より適用される。</p> <p>また、日本の移転価格準則の規定上、無形資産とは、有形資産、金融資産及び投資以外の資産と定義され、企業が関係会社と無形資産取引を行う場合、その価格の設定は非関係会社と行う取引を一致しなければならないものとされる。OECD移転価格指導方針によって、ディスカウントキャッシュフロー法が新たな移転価格の方法として追加され、実際の価格と予定取引価格に20%以上の乖離があり、かつ適切な説明文書がない場合、日本の税務当局は調整することができるものとされた。本改正は、会社事業体は2020年4月1日以後開始事業年度より、個人は2021年以後開始の課税年度より適用される。</p> <p>さらに、本改正は、持株会社、不動産及び資源開発の被支配外国会社(CFC)のペーパーカンパニーに対する測定の特例ルールも含むと共に、被支配外国会社の実効税率の測定、所得計算及び間接外国税額控除の算定において、連結納税制度を考慮しないこと、及びパートナーシップの所得配分額などの規定に適用される。</p>

# JBS NEWSLETTER May 2019

## 税源侵食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting; BEPS)にかかるアップデート(続)

### 現在のグローバルにおけるBEPS行動計画第13項の実施概況

国別報告書の適用年度:多くの国において、2016年の会計年度より適用が開始されている。



2016.1.1			
オーストラリア	オーストリア	ベルギー	バミューダ
ブラジル	ブルガリア	カナダ	ケイマン諸島
チリ	中国	コロンビア	クロアチア
キプロス	チェコ	デンマーク	エストニア
フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ
ガーンジー	ハンガリー	インドネシア	アイルランド
イスラエル	イタリア	ジャージー 代官管轄区	カザフスタン
ラトビア	リトアニア	ルクセンブルク	マルタ
メキシコ	オランダ	ニュージー ランド	ルーマニア
ノルウェー	ポーランド	ポルトガル	スロバキア
スロベニア	南アフリカ	韓国	スペイン
スウェーデン	トルコ	イギリス	ジブラルタル
パキスタン			

2016.4.1		2016.6.30	
インド	日本	アメリカ	
2017.1.1			
ガボン	アイスランド	マン島	リヒテンシュタイン
マレーシア	コスタリカ	ロシア	シンガポール
ウルグアイ	ベトナム	台湾	ペルー
アルゼンチン	パプアニュー ギニア	カタール	

2018.1.1					
スイス	香港	モナコ	コートジボワール	イギリス領ヴァージン諸島	エジプト
ボスニア・ヘルツェ ゴビナ連邦	アンドラ	ナイジェリア	セネガル	サウジアラビア	キュラソー島
2018.4.1	2018.7.1	2019.1.1		2020.1.1	
スリランカ	モーリシャス	サンマリノ	ウクライナ	チュニジア	

## 国税局より公表されている注意喚起情報①

公表元	財政部北区国税局
テーマ	国外会社に支払う役務費用について、サービスの使用地が国内である場合には法に基づき源泉徴収申告が必要であることについて
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、源泉徴収義務者が国外営利事業者に役務費用の支払う際に、そのサービスの使用地が国内にある場合は、所得税法第88条の規定により、源泉徴収対象所得に対して、支払時に源泉徴収税額を納付する必要がある。また、所得税法第92条の規定により、源泉徴収日から10日以内に徴収した税額を国庫へ納付し、源泉徴収票を作成し、所轄の税務機関に源泉徴収申告を行わなければならない。</p> <p>当局の事例による説明は次の通り：</p> <p>甲社は2015年において国外会社B社に対して合計で4,000,000元の役務費用を支払った。B社は国外において役務を提供したが、そのサービスは包括的なサービスであり、その使用地は国内であるため、提供するサービスと使用地はリンクしている。すなわち、国外会社B社が獲得する報酬は、中華民国源泉所得のその他所得に該当する。しかし、甲社は、役務費用の支払時、所得税法第88条及び第92条第2項規定に基づいた源泉徴収及び源泉徴収票の申告を行っておらず、800,000元の申告漏れと判定された。当該会社は追徴課税期間内に納付及び申告を行ったが、同法第114条第1款前半の規定により、申告漏れ額800,000元の1倍以下の罰則を受けなければならないとされた。</p> <p>申告漏れ等があった場合、源泉徴収申告及び税金の追徴を行う他、関連規定に基づき罰則も課されるため、国税局は所得税法第88条により、納税義務者が源泉徴収すべき所得を支払う際には、法律に基づき源泉徴収を行うよう特に注意喚起している。</p>
公布日	2019-04-13



## 国税局より公表されている注意喚起情報②

公表元	財政部北区国税局
テーマ	再審査の申請と訴願提出の法定期間の起算日の相違について
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、納税義務者が徴税機関による税務調査の行政処分に対して不服がある場合、法律に定められる行政救済手続に基づいて再審査の申請、訴願及び行政訴訟を提起することができるものとされる。再審査の申請及び訴願の提起の法定期間はそれぞれ30日以内であるが、その起算日は異なっている。</p> <p>当局の説明によると、税務徴収法第35条の規定により、確定通知書に記載された納付税額または追徴税額に対して、納税義務者に不服がある場合、納付書の到達後、納付書に記載された「納付期間満期日の翌日」から30日以内に再審査を申請しなければならない。徴税機関による再審査によっても結果が覆らず、納税義務者に依然として不服がある場合、その提起期間の計算は、納付書に記載された納付期間とは関係なく、訴願法第14条の規定に基づき、「行政処分(つまり再審査確定書)到達日または公告満期日の翌日」から30日以内を訴願提起期間とする。</p> <p>当局の事例による説明は次の通り：</p> <p>新北市在住の甲氏は2018年3月28日に個人総合所得税の追徴課税納付書を受け取ったが、再審査を申請する場合、納付期限日である2018年4月16日の翌日(2018年4月17日)から30日以内、すなわち2018年5月16日までに再審査を申請しなければならない。甲氏は2018年5月14日に再審査を申請したが、再審査の結果は棄却とされ、納付書における新たな納付期限を2018年7月25日に改定した納付書と再審査確定書が2018年7月2日に到達した。台北市に所在する財政部へ訴願を提起する場合、その期間は再審査確定書到達日の翌日(2018年7月3日)から30日と郵送期間2日、すなわち2018年8月3日までに訴願の提起申請を行う必要がある。しかし、甲氏は納付書の納付期限日の翌日(2018年7月26日)から起算されるものと誤解して、2018年8月24日に訴願を提起した。法定期間を過ぎたため、財政部の判断によって訴願の不受理が決定した。</p> <p>「形式要件を欠いた場合、実地審査はされない」という原則に基づき、行政処分に不服がある場合は法定期間内に提起する必要がある。法定期間が過ぎ、行政救済の権利を失わないよう、再審査申請と訴願提起の法定期間の起算日が異なる点、当局は特に注意喚起している。</p>
公布日	2019-04-13

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイト[ey.com](http://ey.com)をご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方国際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、[ey.com/taiwan](http://ey.com/taiwan)をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young, Taiwan  
All Rights Reserved.

APAC No. 14004506  
ED NONE

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/taiwan](http://ey.com/taiwan)

EY LINE@

最新情報入手できます。QR codeをご利用ください。

